

# 草津市公報

発行日 令和3年9月15日  
 (毎月1・15日発行)  
 発行番号 第 16 号  
 発行所 草津市役所  
 草津市草津三丁目13番30号  
 電話番号代077-563-1234

## 目次

### ◎ 告 示

住民票の職権消除について(市民課) .....	2
公示送達について(税務課) .....	2
生活保護法第55条第1項の規定に基づく施術担当機関の指定廃止の届出について(生活支援課) .....	3
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術担当機関の指定廃止の届出について(生活支援課) .....	3
草津市議会定例会の招集について(総務課) .....	3
草津市職員の任用替えに関する要綱(職員課) .....	4
生活保護法第54条の2第1項の規定に基づく介護支援給付のための居宅介護担当機関の管理者変更の届出について(生活支援課) .....	5
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護支援給付のための居宅介護担当機関の管理者変更の届出について(生活支援課) .....	6
草津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱(人とくらしのサポートセンター) .....	6
公示送達について(介護保険課) .....	6
草津市保育士等処遇改善費補助金交付要綱の一部を改正する要綱(幼児施設課) .....	7
公示送達について(納税課) .....	14

### ◎ 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(開発調整課) .....	15
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(開発調整課) .....	16
草津市有財産売却処分一般競争入札公告(総務課) .....	16
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(開発調整課) .....	20
農用地利用集積計画について(農林水産課) .....	20

### ◎ 教育委員会告示

草津市教育委員会の社会教育関係団体の登録に関する要綱の一部を改正する要綱(生涯学習課) .....	21
---	----

### ◎ 選挙管理委員会告示

50分の1、6分の1および3分の1の数について .....	21
-------------------------------	----

### ◎ 農業委員会告示

草津市農業委員会総会の招集について .....	21
-------------------------	----

◎ 上下水道事業告示

草津市指定下水道工事店の代表者の異動について（上下水道総務課） .....22

# 告示

草津市告示第257号

住民票の職権消除について

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条ならびに住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条および第12条第1項の規定により、次の者の住民票を消除したが、次の者に通知することが困難であるため、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和3年8月18日

草津市長 橋川 渉

住所	氏名
草津市青地町961番地2	山本 治
草津市西大路町10番5-254号 シャルマンコーポ	木村 博
草津市笠山一丁目9番40号	二神 康彦
草津市岡本町601番地2 三洋建設	吉田 幸男
草津市西大路町6番36号	野瀬 久治
草津市東草津一丁目7番19号 ハイツ中川 103号	村尾 節子
草津市大路三丁目5番12号 大路荘 5号	構 治三郎
草津市東草津一丁目6番25号	中水 龍藏
草津市東草津一丁目2番13号 コーポソレイユB棟 101号	松嶋 幹雄
草津市若草二丁目13番地5	山岡 照男
草津市南笠東二丁目9番4号	山口ふぢえ
草津市草津三丁目2番6号 光マンション 403号	上間 清松
草津市矢倉二丁目2番28号 メゾン千成	林 芳行

(令和3年8月18日掲示済み)

草津市告示第259号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226

号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年8月25日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

- 令和3年度市県民税税額変更（決定）通知書 3件
- 令和2年度市県民税税額変更（決定）通知書 2件
- 平成31年度市県民税税額変更（決定）通知書 1件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和3年9月1日に送達があったものとみなす。

令和3年度市県民税税額変更（決定）通知書

連番	氏名	住所		
1	中條 将汰	滋賀県草津市野路東五丁目	25番20-1007号	マリーベル南草津
2	梅間 憲之	滋賀県草津市山寺町	1166番地1-7021	ダイキン山寺社宅
3	三原 俊彦	滋賀県草津市岡本町	470番地510	パレ岡本 佐わらび

令和2年度市県民税税額変更（決定）通知書

連番	氏名	住所		
1	AKBAR ROMADANI PANUNGKAS	インドネシア		
2	VO CUONG	ベトナム		

平成31年度市県民税税額変更（決定）通知書

連番	氏名	住所		
1	VO CUONG	ベトナム		

(令和3年8月25日揭示済み)

草津市告示第260号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定に基づき、施術を担当する機関として指定したもののうち、次のものから同法第55条第2項の規定に基づく廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和3年8月25日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	廃止年月日
えがお鍼灸整骨院	守山市守山1丁目	令和3年
守山院	5-10-204	8月3日

(令和3年8月25日揭示済み)

草津市告示第261号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定に基づき、施術を担当する機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があったので、法第14条第4項においてその例によることとされる生

活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和3年8月25日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	廃止年月日
えがお鍼灸整骨院	守山市守山1丁目	令和3年
守山院	5-10-204	8月3日

(令和3年8月25日揭示済み)

草津市告示第263号

草津市議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年8月26日

草津市長 橋川 渉

- 1 期 日 令和3年9月2日
- 2 場 所 草津市議会議場

(令和3年8月26日揭示済み)

## 草津市告示第264号

草津市職員の任用替えに関する要綱を次のとおり制定する。

令和3年8月27日

草津市長 橋川 渉

## 草津市職員の任用替えに関する要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、職員の自らの意思に基づく任用替えに対する希望を尊重し、任用替えを承認することにより職員の心身の負担を軽減するとともに勤労意欲の向上を図り、もって適正な人事配置および組織の活性化を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、任用替えとは、草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号）第3条各号に規定する各給料表の適用を受ける職にある者（同条例第6条第9項に規定する再任用職員および草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年草津市条例第2号）第1条に規定する任期を定めて採用された職員を除く。以下「一般行政職員等」という。）が、草津市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（昭和40年草津市規則第11号）第2条第1号に規定する補助職員（以下「補助職員」という。）として任用されることをいう。

## (対象となる職員)

第3条 任用替えの希望を申し出ることができる職員は、一般行政職員等のうち、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第1号に規定する障害者で、心身の故障等により当該職種としての職務遂行が困難であると自ら判断したものとす。

## (希望の申出)

第4条 任用替えを希望する職員は、任用替え願（別記様式）および任命権者が別に定める書類を、所管部長を経由し、任命権者に提出するものとする。

## (申出の承認)

第5条 任命権者は、前条の任用替え願の提出があったときは、任用替えの適否について判定し、任用替えを適当と認めるときは、これを承認するものとする。

## (任用替え)

第6条 任命権者は、前条の任用替えを承認したとき

は、原則として承認の日以降の最初の定期異動日をもって当該職員を補助職員に任用替えする。ただし、任命権者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 任用替え後の給料月額は、草津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和40年草津市規則第18号）および草津市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の規定により決定する。ただし、草津市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則別表第1の技能職給料表のうち職務の級2級は、任用替え後の補助職員には適用しない。

## (任用替え前の職への任用)

第7条 この要綱に基づき任用替えした職員について、任用替えをした事由がなくなり、任用替え前の職への任用を希望する場合は、任命権者に申し出ることができる。

2 任命権者は、当該職員から前項の規定による申し出を受けた場合は、6か月の経過観察期間を設け、期間経過後に任用替え前の職への任用の適否を判定し、適当と認めるときは、これを承認するものとする。

3 第4条から前条までの規定は、前項の任用を行った場合について準用する。

## (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は任命権者が定める。

## 付 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

任用替え願

年 月 日

任命権者 様

所 属 \_\_\_\_\_

職 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

下記のとおり技能職（補助職員）への任用替えを希望するので、申し出ます。

任用替えを希望する理由 (具体的に記入して下さい。)	
-------------------------------	--

所属長意見欄	
--------	--

(令和3年8月27日揭示済み)

草津市告示第265号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき介護支援給付のための居宅介護担当機関（介護予防担当機関）として指定したもののうち、次のものから管理者について変更の届出があったので同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和3年8月30日

草津市長 橋 川 涉

事業所番号	名 称	変更年月日	管理者		住 所
			旧	新	
2570601621	パナソニック エイジフリーケアセンター草津・デイサービス	令和3年8月1日	山田 花咲	堂角 優人	滋賀県草津市草津町1742番1

(令和3年8月30日揭示済み)

草津市告示第266号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、法による介護支援給付のための居宅介護担当機関（介護予防担当機関）として指定したもののうち、次のものから管理者について変更の届出があったので生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和3年8月30日

草津市長 橋川 渉

事業所番号	名称	変更年月日	管理者		住所
			旧	新	
2570601621	パナソニック エイジフリーケアセンター草津・デイサービス	令和3年8月1日	山田 花咲	堂角 優人	滋賀県草津市草津町1742番1

(令和3年8月30日掲示済み)

草津市告示第267号

草津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年8月31日

草津市長 橋川 渉

草津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱（令和3年草津市告示第222号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「令和3年8月31日」を「令和3年11月30日」に改める。

付 則

この要綱は、令和3年8月31日から施行する。

(令和3年8月31日掲示済み)

草津市告示第268号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市健康福祉部介護保険課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年9月1日

草津市長 橋川 渉

- 送達すべき書類  
令和3年度 介護保険料額変更決定通知書  
令和3年度 第2期介護保険料督促状
- 送達を受けるべき者の氏名および住所別紙のとおり
- 上記の書類については、令和3年9月8日に送達があったものとみなす。



令和3年度介護保険料額変更決定通知書公示送達名簿

No.	氏名	住所
1	中水 龍藏	草津市東草津一丁目6番25号
2	構 治三郎	草津市大路三丁目5番12号 大路荘 5号
3	山口 ふぢえ	草津市南笠東二丁目9番4号
4	松嶋 幹雄	草津市東草津一丁目2番13号コーポソレイユ B棟 101号
5	村尾 節子	草津市東草津一丁目7番19号 ハイツ中川 103号
6	野瀬 久治	草津市西大路町6番36号
7	吉田 幸男	草津市岡本町601番地2 三洋建設
8	山岡 照男	草津市若草二丁目13番地5
9	上間 清松	草津市草津三丁目2番6号 光マンション403号
10	山本 治	草津市青地町961番地2
11	木村 博	草津市西大路町10番5-254号 シャルマンコーポ
12	二神 康彦	草津市笠山一丁目9番40号
13	林 芳行	草津市矢倉二丁目2番28号 メゾン千成

令和3年度第2期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	中水 龍藏	草津市東草津一丁目6番25号
2	構 治三郎	草津市大路三丁目5番12号 大路荘 5号
3	山口 ふぢえ	草津市南笠東二丁目9番4号
4	松嶋 幹雄	草津市東草津一丁目2番13号コーポソレイユ B棟 101号
5	村尾 節子	草津市東草津一丁目7番19号 ハイツ中川 103号
6	野瀬 久治	草津市西大路町6番36号
7	吉田 幸男	草津市岡本町601番地2 三洋建設
8	山岡 照男	草津市若草二丁目13番地5
9	上間 清松	草津市草津三丁目2番6号 光マンション403号
10	山本 治	草津市青地町961番地2
11	木村 博	草津市西大路町10番5-254号 シャルマンコーポ
12	二神 康彦	草津市笠山一丁目9番40号
13	林 芳行	草津市矢倉二丁目2番28号 メゾン千成
14	北川 基寛	草津市野村六丁目4番24号 グレースマンションI 6号
15	戸塚 龍次	草津市東草津二丁目6番1-23号 睦荘 207号 内藤 様方
16	中村 義裕	草津市青地町692番地15サンハイム東草津202号
17	堀川 まゆみ	草津市岡本町470番地 Antevorte 505号
18	楠 芳樹	草津市野路東三丁目3番3-306号レドンダカサ玉川

(令和3年9月1日揭示済み)

草津市告示第269号

草津市保育士等処遇改善費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年9月1日

草津市長 橋 川 涉

草津市保育士等処遇改善費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市保育士等処遇改善費補助金交付要綱（平成29年草津市告示第185号）の一部を次のように改正する。

第3条中「（児童福祉施設の設備及び運営に関する

基準を改正する省令（平成10年厚生省令第51号）付則第2項の規定により保育士とみなせる保健師、看護師および准看護師を含む。）」を削る。

第4条第2項中「加算部分」を「加算および調整部分」に、「加算内容」を「加算および調整内容」に改める。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条中「別記様式第6号」を「別記様式第4号」に、「別記様式第7号」を「別記様式第5号」に改め、同条を第7条とし、第9条を第8条とする。

別記様式第1号から別記様式第1号-4までを次のように改める。



別記  
様式第1号(第5条第1号関係)

【保育所】

草津市保育士等処遇改善費補助金所要額調書

施設名			
利用定員		開設月数	
加算率(%)	2.5		

(1) 平均利用子ども数(広域利用子ども数を含む)

※申請年度の中間期である10月初日時点の児童数を基準とする(10月初日時点の児童数が平均利用子ども数)。

認定区分	年齢区分	保育必要量区分	10月
2号	4歳以上児	標準時間認定	
		短時間認定	
2号	3歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	1、2歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	乳児	標準時間認定	
		短時間認定	
平均利用子ども数合計			

(2) 処遇改善等加算単価

※申請年度の10月時点の単価を適用

認定区分	年齢区分	処遇改善等加算単価	
		保育標準時間認定	保育短時間認定
2号	4歳以上児		
2号	3歳児		
3号	1、2歳児		
3号	乳児		

(3) 処遇改善等加算単価(各種加算項目付随部分)

※申請年度の10月時点の加算項目における単価を適用

※前年度3月時点の加算認定項目を適用

加算項目	処遇改善等加算単価	単価	平均利用子ども数
3歳児配置改善加算			
休日保育加算			
夜間保育加算			
チーム保育推進加算			
主任保育士専任加算			
療育支援加算			
事務職員雇上費加算			
栄養管理加算			

(4) 調整部分

※申請年度の10月時点の単価を適用

※前年度3月時点の加算認定項目を適用

施設長を配置していない場合	
常態的に土曜日閉所する場合	
定員を恒常的に超過する場合	

(5) 草津市保育士等処遇改善補助金所要額

認定区分	年齢区分	保育必要量区分	A平均利用子ども数	B処遇改善等加算単価合計額	C資金改善要件分にかかる加算率(%)×100	D開設月数	A×B×C×D
2号	4歳以上児	標準時間認定					
		短時間認定					
2号	3歳児	標準時間認定					
		短時間認定					
3号	1、2歳児	標準時間認定					
		短時間認定					
3号	乳児	標準時間認定					
		短時間認定					

合計 円

所要額 円(千円未満切り捨て)

様式第1号-2 (第5条第1号関係)

【保育所(分園設置)】

草津市保育士等処遇改善費補助金所要額調書

施設名			
利用定員		本園利用定員	
		分園利用定員	
加算率(%)	2.5	開設月数	

(1) 平均利用子ども数(広域利用子ども数を含む)

※申請年度の中間期である10月初日時点の児童数を基準とする(10月初日時点の児童数が平均利用子ども数)

①本園

認定区分	年齢区分	保育必要量区分	10月
2号	4歳以上児	標準時間認定	
		短時間認定	
2号	3歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	1、2歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	乳児	標準時間認定	
		短時間認定	
平均利用子ども数合計			

②分園

認定区分	年齢区分	保育必要量区分	10月
2号	4歳以上児	標準時間認定	
		短時間認定	
2号	3歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	1、2歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	乳児	標準時間認定	
		短時間認定	
平均利用子ども数合計			
本園+分園 平均利用子ども数合計			

(2) 処遇改善等加算単価

※申請年度の10月時点の単価を適用

①本園

認定区分	年齢区分	処遇改善等加算単価	
		保育標準時間認定	保育短時間認定
2号	4歳以上児		
2号	3歳児		
3号	1、2歳児		
3号	乳児		

②分園

認定区分	年齢区分	処遇改善等加算単価	
		保育標準時間認定	保育短時間認定
2号	4歳以上児		
2号	3歳児		
3号	1、2歳児		
3号	乳児		

(3) 処遇改善等加算単価(各種加算項目付随部分)

※申請年度の10月時点の加算項目における単価を適用

※前年度3月時点の加算認定項目を適用

	処遇改善等加算単価	単価	平均利用子ども数
3歳児配置改善加算			
休日保育加算			
夜間保育加算			
チーム保育推進加算			
主任保育士専任加算			
療育支援加算			
事務職員雇上費加算			
栄養管理加算			

(4) 調整部分

※申請年度の10月時点の単価を適用

※前年度3月時点の加算認定項目を適用

施設長を配置していない場合(本園)	
施設長を配置していない場合(分園)	
常態的に土曜日閉所する場合	
定員を恒常的に超過する場合	

(5) 草津市保育士等処遇改善費補助金所要額

①本園

認定区分	年齢区分	保育必要量区分	A平均利用子ども数	B処遇改善等加算単価合計額	C費金改善要件分にかかる加算率(%)×100	D開設月数	A×B×C×D
2号	4歳以上児	標準時間認定					
		短時間認定					
2号	3歳児	標準時間認定					
		短時間認定					
3号	1、2歳児	標準時間認定					
		短時間認定					
3号	乳児	標準時間認定					
		短時間認定					
合計							円

②分園

認定区分	年齢区分	保育必要量区分	A平均利用子ども数	B処遇改善等加算単価合計額	C費金改善要件分にかかる加算率(%)×100	D開設月数	A×B×C×D
2号	4歳以上児	標準時間認定					
		短時間認定					
2号	3歳児	標準時間認定					
		短時間認定					
3号	1、2歳児	標準時間認定					
		短時間認定					
3号	乳児	標準時間認定					
		短時間認定					
合計							円

③本園+分園

所要額 円(千円未満切り捨て)

様式第1号-3 (第5条第1号関係)

【認定こども園】

草津市保育士等処遇改善費補助金所要額調書

施設名			
利用定員		1号	
		2・3号	
加算率 (%)	2.5	開設月数	

(1) 平均利用子ども数 (広域利用子ども数を含む)

※申請年度の中間期である10月初日時点の児童数を基準とする (10月初日時点の児童数が平均利用子ども数)

① 1号

認定区分	年齢区分	/	10月
1号	4歳以上児		
1号	3歳児		
1号	満3歳児		
平均利用子ども数合計			

② 2・3号

認定区分	年齢区分	保育必要量区分	10月
2号	4歳以上児	標準時間認定	
		短時間認定	
2号	3歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	1、2歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	乳児	標準時間認定	
		短時間認定	
平均利用子ども数合計			

(2) 処遇改善等加算単価

※申請年度の10月時点の単価を適用

① 1号

認定区分	年齢区分	処遇改善等加算単価
1号	4歳以上児	
1号	3歳児	

② 2・3号

認定区分	年齢区分	処遇改善等加算単価	
		保育標準時間認定	保育短時間認定
2号	4歳以上児		
2号	3歳児		
3号	1、2歳児		
3号	乳児		

(3) 処遇改善等加算単価 (各種加算項目付随部分)

※申請年度の10月時点の加算項目における単価を適用

※前年度3月時点の加算認定項目を適用

① 1号

	処遇改善等加算単価		
副園長・教頭配置加算		=	単価 × 加配人数
学級編成調整加算			
3歳児配置改善加算		=	単価 × 週当たり実施日数
満3歳児対応加算			
講師配置加算		=	単価 × 平均利用子ども数
チーム保育加算			
通園送迎加算		=	単価 × 平均利用子ども数
給食実施加算			
療育支援加算		=	単価 ÷ 平均利用子ども数
事務職員配置加算		=	単価 ÷ 加配人数
指導充実加算		=	単価 ÷ 平均利用子ども数
事務負担対応加算		=	単価 ÷ 加配人数

② 2・3号

	処遇改善等加算単価		
3歳児配置改善加算		=	単価 ÷ 平均利用子ども数
休日保育加算			
夜間保育加算		=	単価 × 加配人数
チーム保育加算			
療育支援加算		=	単価 ÷ 平均利用子ども数
栄養管理加算		=	単価 ÷ 加配人数

(4) 調整部分

※申請年度の10月時点の単価を適用  
 ※前年度3月時点の加算認定項目を適用

① 1号

主幹教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合	=	単価	×	人数
年齢別配置基準を下回る場合				
配置基準上求められる職員資格を有しない場合				
定員を恒常的に超過する場合				

② 2・3号

1号認定の利用定員を設定しない場合	=	単価	×	人数
常態的に土曜日閉所する場合				
主幹教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合				
年齢別配置基準を下回る場合				
配置基準上求められる職員資格を有しない場合				
定員を恒常的に超過する場合				

(5) 草津市保育士等処遇改善補助金所要額

① 1号

認定区分	年齢区分		A平均利用子ども数	B処遇改善等加算単価合計額	C資金改善要件分にかかる加算率(%)×100	D開設月数	A×B×C×D	
1号	4歳以上児	/						
1号	3歳児							
1号	満3歳児							
合計								円

② 2・3号

認定区分	年齢区分	保育必要量区分	A平均利用子ども数	B処遇改善等加算単価合計額	C資金改善要件分にかかる加算率(%)×100	D開設月数	A×B×C×D	
2号	4歳以上児	標準時間認定						
		短時間認定						
2号	3歳児	標準時間認定						
		短時間認定						
3号	1、2歳児	標準時間認定						
		短時間認定						
3号	乳児	標準時間認定						
		短時間認定						
合計								円

③ 1号+2・3号

所要額  円 (千円未満切り捨て)

様式第1号-4 (第5条第1号関係)

【認定こども園(分園設置)】

草津市保育士等処遇改善費補助金所要額調書

施設名						
利用定員	1号		(本園)		(分園)	
	2・3号		(本園)		(分園)	
加算率(%)	2.5	開設月数				

(1) 平均利用子ども数(広域利用子ども数を含む)  
 ※申請年度の中間期である10月初日時点の児童数を基準とする(10月初日時点の児童数が平均利用子ども数)。

①本園

i) 1号

認定区分	年齢区分	/	10月
1号	4歳以上児		
1号	3歳児		
1号	満3歳児		
平均利用子ども数合計			

ii) 2・3号

認定区分	年齢区分	保育必要量区分	10月
2号	4歳以上児	標準時間認定	
		短時間認定	
2号	3歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	1、2歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	乳児	標準時間認定	
		短時間認定	
平均利用子ども数合計			

②分園

i) 1号

認定区分	年齢区分	/	10月
1号	4歳以上児		
1号	3歳児		
1号	満3歳児		
平均利用子ども数合計			
本園+分園 平均利用子ども数合計			

ii) 2・3号

認定区分	年齢区分	保育必要量区分	10月
2号	4歳以上児	標準時間認定	
		短時間認定	
2号	3歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	1、2歳児	標準時間認定	
		短時間認定	
3号	乳児	標準時間認定	
		短時間認定	
平均利用子ども数合計			
本園+分園 平均利用子ども数合計			

(2) 処遇改善等加算単価

※申請年度の10月時点の単価を適用

①本園

i) 1号

認定区分	年齢区分	処遇改善等加算単価
1号	4歳以上児	
1号	3歳児	

ii) 2・3号

認定区分	年齢区分	処遇改善等加算単価	
		保育標準時間認定	保育短時間認定
2号	4歳以上児		
2号	3歳児		
3号	1、2歳児		
3号	乳児		

②分園

i) 1号

認定区分	年齢区分	処遇改善等加算単価
1号	4歳以上児	
1号	3歳児	

ii) 2・3号

認定区分	年齢区分	処遇改善等加算単価	
		保育標準時間認定	保育短時間認定
2号	4歳以上児		
2号	3歳児		
3号	1、2歳児		
3号	乳児		

(3) 処遇改善等加算単価(各種加算項目付随部分)

※申請年度の10月時点の加算項目における単価を適用

※前年度3月時点の加算認定項目を適用

① 1号

副園長・教頭配置加算	処遇改善等加算単価		
学級編成調整加算			
3歳児配置改善加算			
満3歳児対応加算			
講師配置加算			
チーム保育加算		単価	× 加配人数
通園送迎加算			週当たり実施日数
給食実施加算			平均利用子ども数
療育支援加算			÷
事務職員配置加算			÷
指導充実加算			÷
事務負担対応加算			÷

② 2・3号

3歳児配置改善加算	処遇改善等加算単価		
休日保育加算		単価	÷ 平均利用子ども数
夜間保育加算			
チーム保育加算			× 加配人数
療育支援加算			÷ 平均利用子ども数
栄養管理加算			÷

(4) 調整部分

※申請年度の10月時点の単価を適用  
 ※前年度3月時点の加算認定項目を適用

① 1号

主幹教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合		=	単価	×	人数
年齢別配置基準を下回る場合		=		×	
配置基準上求められる職員資格を有しない場合		=		×	
定員を恒常的に超過する場合		=		×	

② 2・3号

1号認定の利用定員を設定していない場合					
常態的に土曜日閉所する場合					
主幹教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合			単価	×	人数
年齢別配置基準を下回る場合		=		×	
配置基準上求められる職員資格を有しない場合		=		×	
定員を恒常的に超過する場合		=		×	

(5) 草津市保育士等処遇改善補助金所要額

① 1号

本園

認定区分	年齢区分		A平均利用子ども数	B処遇改善等加算単価合計額	C賃金改善要件分にかかる加算率(%) ×100	D開設月数	A×B×C×D
1号	4歳以上児						
1号	3歳児						
1号	満3歳児						
合計							円

分園

認定区分	年齢区分		A平均利用子ども数	B処遇改善等加算単価合計額	C賃金改善要件分にかかる加算率(%) ×100	D開設月数	A×B×C×D
1号	4歳以上児						
1号	3歳児						
1号	満3歳児						
合計							円

② 2・3号

本園

認定区分	年齢区分	保育必要量区分	A平均利用子ども数	B処遇改善等加算単価合計額	C賃金改善要件分にかかる加算率(%) ×100	D開設月数	A×B×C×D
2号	4歳以上児	標準時間認定					
		短時間認定					
2号	3歳児	標準時間認定					
		短時間認定					
3号	1、2歳児	標準時間認定					
		短時間認定					
3号	乳児	標準時間認定					
		短時間認定					
合計							円

分園

認定区分	年齢区分	保育必要量区分	A平均利用子ども数	B処遇改善等加算単価合計額	C賃金改善要件分にかかる加算率(%) ×100	D開設月数	A×B×C×D
2号	4歳以上児	標準時間認定					
		短時間認定					
2号	3歳児	標準時間認定					
		短時間認定					
3号	1、2歳児	標準時間認定					
		短時間認定					
3号	乳児	標準時間認定					
		短時間認定					
合計							円

③ 本園+分園(1号+2・3号)

所要額 円(千円未満切り捨て)

別記様式第2号中「代表者名 印」を「代表者名」に改める。

別記様式第4号および別記様式第5号を削る。

別記様式第6号中「(第8条関係)」を「(第7条関係)」に、「代表者名 印」を「代表者名」に改め、同様式を別記様式第4号とする。



別記様式第7号中「(第8条関係)」を「(第7条関係)」に改め、同様式を別記様式第5号とする。

付 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行し、令和3年度の事業から適用する。

(令和3年9月1日揭示済み)

草津市告示第270号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定に基づき公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部納税課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年9月1日

草津市長 橋 川 涉

1 送達すべき書類

- |                    |     |
|--------------------|-----|
| (1) 市・県民税督促状       | 8件  |
| (2) 固定資産税・都市計画税督促状 | 1件  |
| (3) 軽自動車税(種別割)督促状  | 23件 |
| (4) 国民健康保険税督促状     | 2件  |
| (5) 差押調書(謄本)       | 4件  |
| (6) 差押解除通知書        | 1件  |
| (7) 配当計算書(謄本)      | 3件  |

計42件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和3年9月8日に送達があったものとみなす。



督促状公示送達者名簿

Table with columns: 件数, 氏名, 住所, 市・県民税, 固定資産税・都市計画税, 軽自動車税(種別割), 国民健康保険料. Lists various individuals and their tax information.

差押調書(謄本) 公示送達者名簿

Table with columns: 件数, 氏名, 住所, 備考. Lists individuals involved in enforcement notices.

差押解除通知書 公示送達者名簿

Table with columns: 件数, 氏名, 住所, 備考. Lists individuals involved in enforcement cancellation notices.

配当計算書(謄本) 公示送達者名簿

Table with columns: 件数, 氏名, 住所, 備考. Lists individuals involved in distribution calculation notices.

(令和3年9月1日揭示済み)

公 告

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了  
公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項  
の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対  
し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証  
を交付した。

令和3年8月23日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市追分三丁目25番14号 田淵 豪、田淵 容子	草津市岡本町字澤口358番1	165.50㎡	R3.8.23	1552

(令和3年8月23日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了  
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項  
の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対  
し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証  
を交付した。

令和3年8月27日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市矢橋町394番地、東京都台 東区上野五丁目8番5号 株式会社 滋賀総合開発 代表取締役 尾崎 則仁、 イー・プレイス株式会社 代表取締役 富岡 純一	草津市山寺町字北谷250番の 一部 外1筆	5,169.81㎡	R3.8.27	1553

(令和3年8月27日揭示済み)

公 告

草津市有財産売却処分一般競争入札公告

市有財産（動産）を一般競争入札により売却処分す  
ることについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第  
16号）第167条の6第1項および草津市契約規則（平  
成6年草津市規則第10号）第6条第1項の規定に基づ  
き、次のとおり公告する。

令和3年8月27日

草津市長 橋 川 涉

1 入札に付する売却物件

物件番号	物件名	メーカー・ 規格	予定価格 (入札保証金)
03020101	加湿器(1) (3台)	Panasonic FE-KLD07	1,500円 (150円)
03020102	加湿器(2)	SHARP HV-50V6C-G	1,000円 (100円)
03020103	卓上型音響装置 (ハイパワーアンプ)	ナショナル WA-830A	2,000円 (200円)

03020104	グラフィック イコライザー	RAMSA (Panasonic) WZ-9311	3,000円 (300円)
03020105	パワーディストリ ビューター	TOA PD-15	3,000円 (300円)
03020111	折りたたみラック 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定)	Land Field	1,000円 (100円)
03020112	机・椅子セット 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定)	不明	2,000円 (200円)
03020113	木製棚 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定)	不明	1,000円 (100円)
03020114	小型机 (M) 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定)	不明	1,000円 (100円)
03020115	ダイニングテーブル 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定)	ニトリ	2,000円 (200円)
03020116	メタルラック 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定)	不明	1,000円 (100円)
03020117	ハンガーシェルフ 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定)	平安伸銅 工業 (株)	1,000円 (100円)
03020118	チェスト (3台) 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定)	アイリス オーヤマ	1,000円 (100円)
03020119	レンジラック 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定)	ニトリ	1,000円 (100円)
03020120	アルミ踏台 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定)	長谷川工業 (株)	1,000円 (100円)

※「予定価格」とは、あらかじめ草津市が定めた最低売却価格をいう。

※「予定価格」には、消費税相当額を含む。

## 2 入札の方法

紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム「KSI官公庁オークション」（以下「公有財産売却システム」という。）を利用して行い、入札に関する手続きについては、別に定めるインターネット公有財産売却ガイドラインおよび公有財産売却システムに係る規約等に従って実施する。

## 3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 日本国内で住民登録されている個人または日本国内で法人登記されている法人であること。

(2) 次に掲げるいずれにも該当しない者であること。

ア 5の入札参加仮申込を行う時点において20歳未満の者

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

ウ 個人にあつては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者、法人にあつては、役員等（法人の役員またはその支店もしくは営業所等を代表する者をいう。）が暴力団員に該当する者

エ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第5条第1項もしくは第7条の処分もしくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体または当該団体の役員もしくは構成員となっている者

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の更正手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の再生手続開始の申立てがなされており、開始の決定を受けるまでの者

カ 公告日から入札期間終了日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準および草津市物品関係指名等停止基準に基づく指名停止の措置期間中である者

キ 入札手続きにかかる日本語を完全に理解できない者（その代理人が入札手続きにかかる日本語を理解できる者である場合を除く。）

ク 日本国内に住民登録（法人の場合は、法人登記）がない者

ケ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第239条第2項の物品に関する事務に従事する草津市職員

コ アからケまでに定める者を入札代理人とする者

(3) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有している者

(4) 草津市が定めるインターネット公有財産売却システムガイドラインならびにKSI官公庁オーク

ションに関連する規約およびガイドラインの内容を承諾し、かつ順守できる者

4 入札に関する情報を示す期間および場所

- (1) 期間 令和3年8月27日（金）から令和3年10月19日（火）まで
- (2) 場所 草津市ホームページ（インターネット公有財産売却ページ）および公有財産売却システム

5 入札参加仮申込

入札参加希望者は令和3年9月3日（金）午後1時から令和3年9月21日（火）午後2時までに公有財産売却システム上で入札参加仮申込などの一連の手続きを行う。

6 入札参加申込の受付

草津市にて、システムに登録された仮申込内容を確認し、入札参加申込（本申込）登録を行う。なお、公有財産売却システム上で入札参加仮申込をしていない者は本申込はできない。

※代理人による手続き（本人以外の者が本人の委任を受けて本人のために入札等の手続きをすることをいう。参加者が法人の場合で、その従業員が代表者に代わって入札手続き等をする場合を含む。）をする場合、代理人（受任者のことをいう。）は、本人からの委任状（草津市ホームページから印刷した様式）を添付書類とともに提出期限までに草津市へ提出すること。

7 入札保証金

- (1) 入札保証金の金額は、『1 入札に付する売却物件』のとおりとする。
- (2) 入札保証金の納付は「クレジットカードによる納付」とし、その手続きは公有財産売却システム上で行うものとする。
- (3) 入札保証金には、利息を付さないものとする。

8 売払物件公表の日時および場所

- (1) 日時 令和3年9月8日（水）午前10時から午後3時まで
- (2) 場所 **【リサイクル家具】**  
草津市立クリーンセンター（滋賀県草津市馬場町1200-25）  
**【上記以外】**  
草津市役所本庁舎 地下1階（滋賀県草津市草津三丁目13番30号）
- (3) その他 前日（令和3年9月7日）午後3時までに電話またはメールにより事前予約すること。

9 入札期間、開札の日時、場所および方法

- (1) 入札期間 令和3年10月5日（火）午後1時から令和3年10月12日（火）午後1時まで
- (2) 場所 公有財産売却システム上
- (3) 方法 入札は、公有財産売却システム上で入札価格を登録して行う。なお、今回の物件は入札形式で行うため、この登録は一度のみ行うことができ、一度行った入札について、入札者の都合による取り消しや変更はできない。  
持参および郵送による入札書の提出は無効とする。
- (4) 開札日時 令和3年10月12日（火）午後2時
- (5) 入札確定処理日時 令和3年10月14日（木）午後5時

10 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札または委任状を提出せずに代理人が行った入札
- (2) 予定価格（最低売却価格）に達しない入札
- (3) 同一売払物件の入札について2回以上行った入札
- (4) その他入札に関する条件に違反した入札

11 契約締結および売買代金支払方法

- (1) 落札者は、売買契約書または請書（必要な場合のみ）とともに所定の書類を令和3年10月19日（火）午後5時までに提出するものとする。なお、当該売買契約を締結しないときまたは請書の提出をしないときは、入札保証金は草津市に帰属する。
- (2) 契約保証金の額は、入札保証金と同額とし、買受人（落札者）の入札保証金を契約保証金に充当する。
- (3) 契約保証金を契約代金の一部に充当するものとし、残金は令和3年10月26日（火）午後2時までに一括納入（振込手数料は買受人の負担とする。）する。
- (4) 入札に関し不正な行為をし、または入札参加の申込方法に違反したことが判明したときは、入札保証金は草津市に帰属する。また、売買契約が完了している場合は当該契約は解除し、契約保証金は草津市に帰属する。

12 落札した売払物件の引渡し等

契約代金の納入を確認した後、次の期限までに現状のまま草津市が指定する場所において直接引き

渡す。

なお、引き渡しに関する費用の一切は、全て買受人の負担とする。

(1) 期限 草津市が指定する日時まで

(2) 場所 草津市が指定する場所

(3) その他

ア 引渡しは、契約代金の納付時の現況有姿で行う。

イ 売払物件の取得時期は契約代金の納付があったときであり、取得後の毀損、焼失等による損害の負担は、買受人が負う。

ウ 一度引き渡された売払物件については、隠れた瑕疵等いかなる理由があっても、市は、責任を負わない。ただし、買受人が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者である場合は、引渡しの日から1年間は協議に応じる。

エ 一度引き渡された売払物件は、いかなる理由があっても返品、交換はできない。

### 13 契約にあたって付する主な特約

(1) 公序良俗に反する使用の禁止

ア 売払物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団、破壊活動防止法第5条第1項もしくは第7条に規定する処分もしくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体または当該団体の役員もしくは構成員のために利用する等公序良俗に反する用途に使用してはならない。

イ 買受人は、売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、アの使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対してアの定め反する使用をさせてはならない。

ウ 買受人は、イの第三者が売払物件の所有権を移転する場合にも同様にアおよびイの内容を転得者に承継することを書面で義務づけなければならない。

エ 買受人は、売払物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対してアの定め反する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、アの使用の禁止をまぬがれるものではない。

オ 買受人は、エの第三者が他の第三者に売払物件を使用させる場合も同様にアおよびエの内容

を遵守させなければならない。

(2) 風俗営業等の禁止

ア 買受人は、契約締結の日から5年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業のために利用する等の用途に使用してはならない。

イ 買受人は、契約締結の日から5年以内に売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、その残存期間についてアの使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対してアの定め反する使用をさせてはならない。

ウ 買受人は、契約締結の日から5年以内に売払物件を第三者に使用させる場合には、その残存期間について、当該第三者に対してアの規定に反する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、アの使用の禁止を免れるものではない。

エ 買受人は、ウの第三者が他の第三者に売払物件を使用させる場合も同様にアおよびウの内容を遵守させなければならない。

(3) 実地調査等

(1)について、草津市が必要があると認めるときは、実地調査等を行うが、買受人（落札者）およびその後の譲受人等は、当該実態調査について協力義務を持つものとする。

(4) 違約金

買受人は、(1)および(2)の特約に違反したときは売買代金の100分の30、(3)の特約に違反したときは売買代金の100分の10を違約金（1円未満切り捨て）として草津市に支払うものとする。

なお、当該違約金について債務の履行を遅滞したときは、支払期限の翌日から履行の日までの間、履行遅滞額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を加算する。

14 その他

(1) 売買代金完納後の公租公課等が必要な場合は、買受人の負担とする。

(2) 物件調書等は参考資料とすること。

(3) 売払物件の写真は、色調などにより現況と相違している可能性があるので注意すること。なお、



現況と異なる場合は現況が優先する。

(4) 公有財産売却システムに不具合が生じた場合、入札を中止することがある。

15 入札および契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号  
草津市総務部総務課財産管理係  
電話番号 077-561-2305  
FAX番号 077-561-2483  
メールアドレス somu@city.kusatsu.lg.jp

(令和3年8月27日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了  
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和3年8月31日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
守山市木浜町2234番地 中野 美奈子	草津市岡本町字南平425番1	448.38㎡	R3.8.31	1554

(令和3年8月31日揭示済み)

公 告

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和3年8月31日

草津市長 橋 川 涉

- 1 縦覧の書類 農用地利用集積計画
- 2 縦覧の期間 令和3年8月31日から  
令和3年9月30日まで
- 3 縦覧の場所 草津市環境経済部農林水産課

(令和3年8月31日揭示済み)

## 教育委員会告示

草津市教育委員会告示第21号

草津市教育委員会の社会教育関係団体の登録に関する要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年8月26日

草津市教育委員会  
教育長 藤田 雅也

草津市教育委員会の社会教育関係団体の登録に関する要綱の一部を改正する要綱

草津市教育委員会の社会教育関係団体の登録に関する要綱（平成13年草津市教育委員会告示第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第7号を次のように改める。

- (7) 団体が、組織的に過去1年以上継続しており、その活動が将来も計画的に継続が見込めること。

第11条第1項中「虚偽の申請を行い、または前条に規定する責務を遵守しない」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 登録団体が虚偽の申請を行った場合
- (2) 前条に規定する責務を遵守しない場合
- (3) 活動実績が1年以上ない場合または会員相互の親睦交流のみの活動実績の場合

付 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

(令和3年8月26日揭示済み)

## 選挙管理委員会告示

草選委告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項および第75条第1項ならびに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項および第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項および第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数ならびに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項および第86条第1項ならびに地方教育行政の組織

及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和3年9月1日現在において、次のとおりである。

令和3年9月1日

草津市選挙管理委員会  
委員長 馬場 敏一

50分の1の数	2,205人
6分の1の数	18,374人
3分の1の数	36,748人

(令和3年9月1日揭示済み)

## 農業委員会告示

草津市農業委員会告示第8号

草津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和3年8月31日

草津市農業委員会  
会長 石田 隆司

- 1 期 日 令和3年9月10日（金） 午後2時30分
- 2 場 所 草津市役所 2階 特大会議室
- 3 付議案件
  - 1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の報告について（報告）
  - 2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について（報告）
  - 3) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約通知について（報告）
  - 4) 農地変更届出について（報告）
  - 5) 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
  - 6) 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
  - 7) 農地法第5条の規定による許可につき、事業計画変更の承認をすることについて
  - 8) 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて



9) 草津農業振興地域整備計画の変更(用途変更)  
につき、意見を求めることについて

(令和3年8月31日揭示済み)

## 上下水道事業告示

草津市上下水道事業告示第22号

草津市指定下水道工事店の代表者の異動について

次のとおり、草津市指定下水道工事店の代表者の異動があったので、草津市指定下水道工事店規程(平成26年草津市上下水道事業管理規程第7号)第11条第4号の規定により告示する。

令和3年8月17日

草津市長 橋川 渉

指定下水道工事店

指定番号 1001 草津設備株式会社

	新	旧	異動年月日
代表者氏名	木村 哲久	小川 哲也	令和3年 7月12日

(令和3年8月17日揭示済み)

